

# 六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務 業務委託公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

村では、村としての将来像の実現に向けて、村内を運行する地域公共交通の“あるべき姿”や、その実現に向けた具体施策等を示した「六ヶ所村地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」を令和6年度に策定した。

本計画に示す具体施策として、村内における利便性の向上に向けた施策を位置付けており、現行の移動サービスを一体的に見直すことにより、村民の移動時の利便性向上、引いては生活の質（QOL）の向上を図ることを目指している。

なお、本計画に基づく具体施策を進めることを主眼として、令和10年度以降の村内の移動サービスの再編及び実証運行を予定している。

また、再編に先立って、村外への通学ニーズに対応する通学路線の設定を行い、令和8年度に実証運行の実施を目指すものとする。

これらを踏まえ、本業務では、昨年度までに検討・整理している村内の移動サービスの利用状況等の整理結果や見直しの方向性を基に、具体的な運行計画やスケジュール等の作成及び関係各所との協議・調整等を行うとともに、通学路線の実証運行を支援することを目的とするものである。

## 2 対象業務

### (1) 件名

六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務

### (2) 業務内容

別添「六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年2月10日まで

### (4) 委託上限額

7,084,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 日本国内に本社、支社又は営業所を有し、必要に応じて本村に訪問可能であること。

イ 参加表明書提出日において、六ヶ所村物品調達等の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第8条に規定する物品調達等有資格者名簿に登録申請されている者であること。

ウ 過去5年（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の間に、国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を元請として受

- 注した実績を有する者であること。
- エ 本業務の遂行に必要な専門的知識を有していること又は必要な専門家、関連企業等との協力関係を整えていること。
  - オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - カ 本プロポーザル実施の公告の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていない者であること。
  - キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全で有るものでないこと。
  - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
  - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
  - コ 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
  - サ 村税等の滞納がない者。

#### 4 参加表明

##### (1) 業務上の条件

- ア 主任担当者は、参加者の組織に所属していること。
  - イ 主任担当者が国家公務員の場合は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 103 条の規定を、地方公務員の場合は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の規定を満たしていること。
  - ウ 主任担当者は、令和 2 年 4 月以降に同種・類似業務に携わった経験があること。
  - エ 業務の一部を再委託する場合は、再委託先が、上記 3 参加資格 オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サのいずれにも該当する者であること。
- 注)「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規程に基づき、受注者が定めた者をいう。

##### (2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加要件を満たさないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

##### (3) 提出書類（参加表明書等）

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 参加資格申告書（様式 2）
- ウ 同種・類似業務実績（様式 3）

- エ 主任担当者等（様式４－１）
  - オ 専門的知識の有無（様式４－２）
  - カ 国税、県税及び所在地の納税証明書
- (4) 提出期限  
令和７年７月９日（水）午後５時 ※郵送必着
- (5) 提出場所  
〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475  
六ヶ所村 政策推進課 企画グループ  
電 話 0175-72-8180（直通）  
F A X 0175-72-2743  
E-mail rks99008@rokkasho.jp
- (6) 提出部数  
１部
- (7) 提出方法  
持参又は郵送に限る。
- (8) 参加表明書等の記載方法及び注意事項
- ア 参加表明書に添付する資料は、別添の様式に基づき作成すること。
  - イ 用紙の大きさはA４判タテとする。
  - ウ 参加表明書（様式１）及び参加資格申告書（様式２）には押印すること。
  - エ 同種・類似業務実績（様式３）は、次のとおりとする。
    - ①令和２年４月以降に完了した業務の実績とする。
    - ②調査・コンサルティング業務受注実績は、国又は地方公共団体のみならず民間企業等からの受注を含むものとする。
    - ③受注・自己の別は、国又は地方公共団体等の受注実績の場合は「受注」、自ら実施した同種・類似業務の場合は「自己」を選択すること。
    - ④受注実績には再委託を含むものとし、当該業務を記載する場合は発注者に加えて元請者をカッコ書きで記載すること。
    - ⑤業務概要は、本業務内容と同種・類似業務であることが判別できる範囲内で、調査項目や実施項目を簡潔に記載すること。
  - オ 主任担当者等（様式４－１）は、次のとおりとする。
    - ①主任担当者は必ず記載することとし、担当者は必要に応じて記載すること。
    - ②主任担当者の同種・類似業務経験は、同種・類似業務実績（様式３）に記載された業務のうち該当する業務名を記載すること。それ以外の業務経験について記載する場合は、同種・類似業務実績（様式３）の項目を参照して記載すること。
    - ③担当する業務内容は、本業務で想定される業務について簡潔に記載すること。
  - カ 専門的知識の有無（様式４－２）は、次のとおりとする。
    - ①主任担当者等（様式４－１）に記載した担当者であっても、改めて記載すること。
    - ②参加者に所属しない者を記載する場合は、当該所属・役職を記載するとともに、再委託先の名称等を記載すること。
    - ③経歴・資格・従事業務等は、本業務の遂行に必要な専門的な知識を有していることを明らかとするために必要な範囲で、経歴等の事項を記載してください。なお、同種・類似業務実績（様式３）又は主任担当者等（様式４－

1) に記載した業務について記載する場合、当該業務において果たした役割や要した専門的知識等を記載すること。

キ 必要に応じて参加表明書等の具体的内容を確認することがある。

## 5 企画提案書の提出要請

### (1) 参加要件の確認及び企画提案書提出要請

参加表明書等により参加要件の確認を行い、令和7年7月18日(金)までに次に掲げる事項を記載した参加要件確認通知書を E-mail で送付する。併せて参加要件を満たす者に企画提案書の提出を要請する。

ア 参加要件を満たすと認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加要件を満たさないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

### (2) 参加要件を満たさない理由に係る説明要請

参加要件を満たさないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意とするが、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと。)により村長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年7月18日(金)まで

イ 提出場所 4の(5)と同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

### (3) 理由説明書

村長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年7月25日(金)までに説明を求めた者に対し理由説明書にて通知する。

## 6 企画提案書

### (1) 提案事項

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、仕様書に基づき審査要領の別表「企画提案書審査項目及び配点表」の内容を踏まえた上で、企画提案書を作成し提出すること。

### (2) 参考見積書

提案する業務の実施に必要な全ての経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)を提示すること。また、積算内訳も明示すること。

### (3) 企画提案書の様式

企画提案書は、企画提案書(様式5-1)及び企画提案説明書(様式5-2)を提出すること。また、上記のほか補足説明資料がある場合は別紙で添付しても良いが、原則、審査には用いない。

なお、(2)についての様式は任意とする。

### (4) 記入上の注意事項

ア 企画提案書(様式5-1)には押印すること。

イ 企画提案説明書は、原則、6(1)提案事項に示した項目順に記入すること。

ウ 用紙サイズは、A4版とする。

エ 企画提案説明書の頁数は10頁以内(両面印刷)とし、頁番号を付すこと。

オ 文書の補完のため写真やイラスト等を用いることを可とする。また、カラー印刷も可とする。

- カ 文字は読みやすい大きさとする。
  - キ 企画提案者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・サービス等）を記載してはならない。
  - ク 企画提案は、一企画提案者につき一つ限りとする。
  - ケ 企画提案書の提出後の修正、追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (5) 提出方法等
- ア 提出期限 令和7年7月18日（金）午後5時 ※郵送必着
  - イ 提出場所 4の（5）と同じ
  - ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、企画提案説明書（様式第5－2）（PDF）については、E-mailでも提出すること。
  - エ 提出部数 企画提案書（様式5－1） 1部  
企画提案説明書（様式5－2） 10部（正本1部、副本9部）
- (6) 企画提案書の著作権等の取扱い
- ア 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
  - イ 村は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときには、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
  - ウ 村は、企画提案者から提出された企画提案書について、六ヶ所村情報公開条例（平成14年条例第126号）に規定する開示請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

## 7 質問の受付及び回答

- (1) 参加表明書等及び企画提案書の作成に係る質問の受付
- ア 提出書類 質問書（様式6）
  - イ 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時 ※郵送必着
  - ウ 提出場所 4の（5）に同じ
  - エ 提出方法 持参、郵送、E-mail又はファクシミリによる。
- (2) 質問に対する回答
- 質問に対する回答は、質問者及び企画提案者全てに対し、令和7年7月7日（月）午後5時までにE-mailにより行い、併せて六ヶ所村公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。
- なお、回答書に記載した内容は、募集要領の追加又は修正として取扱うものとする。

## 8 企画提案書の審査及び候補者の選定

- (1) 審査委員会の設置
- 企画提案書の審査及び契約相手候補者の選定を行うため、六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 企画提案書の審査
- 別表の「企画提案書審査項目及び配点表」に基づき審査する。
- (3) ヒアリング審査の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング審査を次のとおり行う。

ア 実施方法

- ① 1者ずつの呼び込み方式として1者の持ち時間は説明15分、質疑5分の計20分とする。
- ② 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書に記載された図案や写真等を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ③ ヒアリング審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。（会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。）なお、パソコン設置準備時間は持ち時間から除外する。
- ④ 主任担当者はヒアリング審査に必ず出席するものとし、補助者を含めて3名以内とする。
- ⑤ 欠席をした場合は、辞退したものとみなす。
- ⑥ ヒアリング審査の順番は、参加表明書等の提出順とする。

イ 実施日及び場所（予定）

- ① 実施日 令和7年7月22日（火）9時～
- ② 場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475  
六ヶ所村役場（会議室は別途通知する）

（4）受託候補者の選定

- ア 審査委員会の評価点により順位をつけ、当該評価点が350点以上の者であって、最も評価点の高いものを受託候補者、2番目に高いものを次点候補者として選定する。
- イ 審査委員が0点を付した審査項目（6その他を除く。）がある者を受託候補者若しくは次点候補者として選定する場合又は審査委員会の評価点と同点となる者が2者以上ある場合は、審査委員会の合議により選定する。

（5）審査結果の通知

- ア 受託候補者を特定したときは、令和7年7月28日（月）までに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。
- ① 受託候補者の名称
  - ② 項目別評価点
  - ③ 受託候補者にあつては、今後の契約手続きの旨
  - ④ 受託候補者とならなかった者にあつては、所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- イ 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により村長に対し説明を求めることができる。
- ① 提出期限 令和7年8月4日（月）午後5時 ※郵送必着
  - ② 提出場所 4の（5）と同じ。
  - ③ 提出方法 持参又は郵送に限る。

ウ 村長は、イの説明を求められたときは、令和7年8月8日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書にて通知する。

#### (6) 審査結果の公表

受託候補者を特定した際の公表基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項は、公表する。

- ①受託候補者の名称
- ②項目別評価点
- ③受託候補者の特定理由

イ 次に掲げる事項は、公表しない。

- ①審査委員会の議事録
- ②各審査委員の採点結果
- ③受託候補者以外の企画提案者の名称

### 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領等で示された条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### 10 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 契約の締結

ア 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時と比し、見積額が異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

イ その他、六ヶ所村財務規則による。

- (4) 委託金額の支払条件

検収後、精算払いとする。

- (5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

イ 提出された企画提案書は返還しない。

### 11 本プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

- (1) 質問書受付期限 令和7年6月30日（月）午後5時
- (2) 質問書回答期限 令和7年7月7日（月）午後5時
- (3) 参加表明書提出期限 令和7年7月9日（水）午後5時
- (4) 参加要件確認通知及び

企画提案書提出要請	令和7年7月11日(金)
(5) 企画提案書提出期限	令和7年7月18日(金) 午後5時
(6) 企画提案書(ヒアリング)審査	令和7年7月22日(火)
(7) 企画提案書審査結果通知	令和7年7月28日(月)
(8) 契約締結	令和7年8月1日(金)

## 別表

企画提案書審査項目及び配点表

		審査項目	配点
1	全体	①村の地勢及び地域特性、公共交通の現状・課題等を十分に理解し、六ヶ所村地域公共交通計画の内容を踏まえ、整合性がとれた提案となっているか。	10
		②業務趣旨を理解し、提案内容は実現可能なものであるか。	5
		小計	15
2	取組姿勢及び業務実施体制	①業務目的に沿った積極的、かつ、適切な方針が示されているか。	5
		②必要な実施項目が整理され、かつ、実施スケジュールが適切に計画されているか。	5
		③専門人材や実務経験者の配置等、効果的な実施体制が確保されているか。また、高い成果が期待される体制であるか。	10
		小計	20
3	再編・見直しの検討	①村営バス一元化を見据えた具体的な検討につながる調査項目や手法となっているか。	10
		②通学路線の設定について、調査項目や手法は適切なものとなっているか。	10
		小計	20
4	実証運行の効果検証方法の整理	①住民、事業者、行政など複数の視点から捉えた目標値設定がなされる提案となっているか。	10
		②実証運行による効果・影響等を把握するために使用するデータの種類と集計分析方法について、具体的な提案となっているか。	5
		小計	15
5	各種会議の開催支援	①二法協議会である六ヶ所村地域公共交通活性化協議会運営補助についての手法が提案されており、その手法が適切なものとなっているか。	5
		②庁内検討委員会運営補助についての手法が提案されており、その手法が適切なものとなっているか。	10
		小計	15
6	参考見積	○点数＝最低見積金額/見積金額×5 ※見積金額は、税抜きで算定し、小数点以下を切り捨てる。	5
		小計	5
7	その他	○説明能力、コミュニケーション能力、業務に対する意欲等を備え、円滑な業務遂行が可能か。	5
		○効果的な工夫、独自提案、事業者としての強みが示されているか。	5
		小計	10
合計			100点

(様式1)

## 参加表明書

(業務名) 六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務委託

標記業務について関心がありますので、関係資料を提出します。

令和 年 月 日

六ヶ所村長 戸田 衛 様

(提出者) 会社名

住所

代表者

印

(作成責任者)

職・氏名

T E L

F A X

E-mail

(様式2)

令和 年 月 日

六ヶ所村長 戸田 衛 様

会社名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

## 参加資格申告書

六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務委託公募型プロポーザルに係る参加資格について、次のとおり申告します。

項 目	確 認
日本国内に本社、支社又は営業所を有し、必要に応じて本村に訪問可能であること。	はい・いいえ
参加表明書提出日において、六ヶ所村物品調達等の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第8条に規定する物品調達等有資格者名簿に登録申請されている者であること。	はい・いいえ
過去5年（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の間に、国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を元請として受注した実績を有する者であること。	はい・いいえ
本業務の遂行に必要な専門的知識を有していること又は必要な専門家、関連企業等との協力関係を整えていること。	はい・いいえ
地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。	はい・いいえ
本プロポーザル実施の公告の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていない者であること。	はい・いいえ
会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全で有るものでないこと。	はい・いいえ
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。	はい・いいえ
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。	はい・いいえ
集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。	はい・いいえ
村税等の滞納がない者。	はい・いいえ

(様式3)

同種・類似業務実績				
(令和2年4月以降)				
業務名	受注・自己の別	発注者	業務概要	業務完了年月
	受注・自己			年 月
	受注・自己			年 月
	受注・自己			年 月
	受注・自己			年 月
	受注・自己			年 月
	受注・自己			年 月

備考 1. 受注・自己の別は、国又は地方公共団体等の受注実績の場合は「受注」、自ら実施した事業の場合は「自己」を選択すること。なお、「自己」の場合は発注者欄の記載不要。  
2. 再委託を受けた業務を記載する場合、発注者に加えて元請者をカッコ書きで記載すること。

※記入欄が足りない場合は、適宜欄を増やすこと。

(様式4-1)

主任担当者等

役割	氏名・所属・役職等	実務経験年数・資格	担当する業務内容
主任担当者	(氏名)  (生年月日) 年 月 日( 歳) (所属・役職)	(実務経験年数)  年  (最終学歴)  (保有資格)	
	同種・類似業務経験		
担当者	(氏名)  (生年月日) 年 月 日( 歳) (所属・役職)	(実務経験年数)  年  (最終学歴)  (保有資格)	
担当者	(氏名)  (生年月日) 年 月 日( 歳) (所属・役職)	(実務経験年数)  年  (最終学歴)  (保有資格)	

※記入欄が足りない場合は、適宜欄を増やすこと。

(様式4-2)

### 専門的知識の有無

氏名	生年月日 (才)	年	月	日
所属・役職				
実務経験年数 年				
経歴・資格・従事業務等				
再委託先の名称等 名称： 代表者： 所在地： 同種・類似業務実績：				
氏名	生年月日 (才)	年	月	日
所属・役職				
実務経験年数 年				
経歴・資格・従事業務等				
再委託先の名称等 名称： 代表者： 所在地： 同種・類似業務実績：				
備考 1. 様式4-1に記載した担当者であっても、改めて記載すること。 2. 参加者に所属しない者を記載する場合は、当該所属・役職を記載するとともに、再委託先の名称等を記載すること。				

※記入欄が足りない場合は、適宜欄を増やすこと。

(様式5-1)

## 企画提案書

(業務名) 六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証  
運行支援業務委託委託

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日  
六ヶ所村長 戸田 衛 様

(企画提案者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

(再委託先) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

・ 提出した提案書は、非公開を

- ・ 希望します。
- ・ 希望しません。

※どちらかを選択して下さい。

(様式5-2)

## 企画提案説明書

# A4用紙

- A4用紙10頁以内（両面印刷）とし、頁番号を付すこと。枠等は特に設けなくても良い。
- 記載方法等は自由とするが、文字は読みやすい大きさとする。
- 文書の補完のため写真やイラスト等を用いることを可とする。また、カラー印刷も可とする。
- 企画提案者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・サービス等）を記載してはならない。

(様式6)

令和 年 月 日

六ヶ所村長

戸 田 衛 様

住所  
電話番号  
会社名  
代表者  
担当者  
電話  
F A X  
E - m a i l

### 質 問 書

六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務委託公募型プロポーザルについて、次の項目を質問いたします。

質 問 事 項	回 答

- 注) 1. 用紙はA4版タテで、コピー（複写）できるものとする。  
2. 記載は、黒インク、黒ボールペン、ワープロなどの類とする。  
3. 項目番号はつけないものとする。  
4. 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。